

THE RECORD

RIAJ 社団法人 日本レコード協会

平成8年7月1日発行

RECORDING INDUSTRY ASSOCIATION OF JAPAN 〒104 東京都中央区銀座7-16-3 Tel 03-3541-4411 (代)
Fax 03-3541-4460

平成8年7月号 No. 440

著作権法改正検討事項に 関する意見書提出

現在、著作権審議会第1小委員会では、今年度より、著作権法改正事項についての審議を進めています。その審議に資するため、文化庁は、5月中旬、5項目の改正事項について、著作権関係団体に対し、意見を求めました。

今回照会があったのは、著作権権の遡及について、執行・罰則規定の整備について、写真の保護期間の延長について、著作権の保護期間の延長について、録音物の再生演奏（附則第14条の廃止）についての5項目です。

各項目の照会趣旨は、以下の通りです。

①著作権権の遡及について
WTO設立協定中のTRIPS協定に規定された著作権権の遡及保護について、現在の「現行法施行時までの遡及保護」から、先進諸国の多くが採用している「50年の遡及保護」を実施するための、国際的協調

の観点からの改正検討。

②執行・罰則規定の整備について
被侵害者が自分の受けた損害を立証し易くするための訴訟手続きの導入、及び、罰則を強化して、罰金の金額の上限を引き上げるための改正検討。

③写真の保護期間の延長について
現行の公表後50年の保護期間を、死後50年まで保護期間を拡大するための改正検討。

④著作権の保護期間の延長について
著作権の保護期間を、現行の50年から70年へと延長するための改正検討。

⑤録音物の再生演奏（附則第14条の廃止）について

現在、一定の範囲に制限されている著作権者のレコード演奏権について、制限を外し、全てのレコード演奏に対して権利が及ぶようにするための改正検討。

上記5項目中、前3項目について

は、この秋予定されている臨時国会に改正法案が提出される見込みで、残り2項目については、国際環境、権利行使の環境が整うのを見極め、適切な時期に開催される国会に改正法案が提出される見込みです。

当協会は、これら5項目について、6月10日付で文化庁に対して意見書を提出しましたが、その趣旨と理由は以下の通りです。

①著作権権の遡及について

今年1月のTRIPS協定実施による改正著作権法の発効以降、我が国の条約解釈、及び遡及保護について、諸外国のレコード製作者は大きな関心を寄せていました。4月のIFPI（国際レコード産業連盟）理事会で、当協会は、日本の法改正に対する今後の見通しについて意見を求められ、これに対し、今秋の国会に50年の遡及保護のための改正法案が上程される予定であることを報告したところ、同理事会はこれを評価し、歓迎する意向を示しました。また、50年の遡及保護の実施は、他の地域・国に対する波及効果も期待でき、世界のレコード産業に貢献するものなどの見解も示されました。

当協会は、世界のレコード産業の

音楽用CD、レコードの再販擁護のための50万人署名運動に参加しよう!! お問い合わせは広報室まで

一大関心事であるこの問題について、今回の措置が国際的ハーモナイゼーションを尊重するために行われることと、また、国内レコードについても外国レコードの保護との均衡を図る観点から、同様に50年の遡及保護を実施する改正内容とされていることについて、本改正案を高く評価する意見を述べました。

②執行・罰則規定の整備について

当協会は、平成7年6月、この問題の検討に基づいて公表された「著作権審議会第1小委員会専門部会中間報告書」に対して意見を提出しましたが、今回の改正案の損害立証書類提出命令に係る規定の導入及び罰金刑の金額の上限の引き上げについて、損害の立証手続きがし易くなることを歓迎すると同時に、技術の急速な発展に伴う複製技術の高速化、高品質化に伴う著作権及び著作権隣接権の複製権侵害が容易に行われる環境が創出されてきていることを理由に、侵害に対する抑止効果を期待する観点から、罰金の上限を500万円とされることを要望しました。

更に、今回の改正案に加え、懲役刑の上限を現行の3年から5年に延長すること及び著作権法第121条の2の罰則が、著作権・著作隣接権侵害と同等のものとされることも要

望しました。

それは、侵害の抑止力を高めるために罰金刑のみならず懲役刑についても見直しが必要であること、また、著作権法第121条の2の罰則強化要望は、リプレッサーが製作した商業用レコードからの複製物でも、レコード製作者の複製権を侵害する複製物でも、その複製物によるレコード製作者が被る影響に差はないからです。

③写真の保護期間の延長について

今日、他の著作権の保護と差を設けるべき理由が見当たらないことから、写真の著作権の保護の延長は妥当であるとの意見を提出しました。

④著作権の保護期間の延長について

国際的動向に鑑みて著作権の延長は必要ですが、著作隣接権の保護期間についても、70年への延長が必要であるとの意見を提出しました。

それは、(1)米国、英国等、レコードが著作物として保護されている国においては、レコードと他の著作物の間に保護期間の差がないこと、(2)国際的に、著作権と隣接権の権利の格差を圧縮する方向にあること、(3)情報化社会の中では、著作物も隣接権対象物も、デジタル化されたネットワークで利用される場合、利用者

にとつて情報の価値に優劣は存在しないこと、等によるものです。

⑤録音物の再生演奏（附則第14条の廃止）について

当協会は、平成5年8月、著作権審議会第1小委員会へ要望書を提出しましたが、その中で、レコード製作者へのレコード演奏権の付与を要望しています。

それは、レコードの製作・発売の過程が、製作者による(1)企画・立案(2)その企画に適した作曲家及び作詞家への作品の委嘱、(3)その作品のレコーディングにおける創作性、(4)リスクを負っての作曲レコードの発売・宣伝、等々から成立しており、レコード製作者がその過程に大きく寄与し、大きな経済的負担を余儀なくされているからです。

音楽文化の発展へのレコード製作者の貢献度は、著作権者のそれに劣るものではなく、更に、経済的負担という点を考慮すれば、レコード製作者にも著作権者と同等の権利が付与されるべきだと考えられます。

また、著作物であろうと著作隣接権対象物であろうと、その利用者にとつて、両者の間に価値の差を設けるだけの理由は見当たらず、国際的なハーモナイゼーションを考慮すれば、我が国において、未だレコード

製作者にこの権利が付与されていないことは、却つて不自然なことだと思われまふ。

この権利の世界的な導入状況については、ヨーロッパ、東南アジアをはじめ、80近い国でレコード製作者のレコード演奏権が認められています。

以上のような理由から、当協会は、附則第14条の廃止によつて音楽著作権者のレコード演奏権が拡大されるならば、同時に、レコード製作者にも著作権者と同じ権利が付与されることを強く要望しました。

「日本のレコード産業 96年版」を発行

当協会調査統計部会では、今年も「日本のレコード産業 96年版」を制作・発行いたしました。

このパンフレットは、これ1冊で日本のレコード産業の概要が分かるように、生産統計などの基礎データや関連統計を図や表によつてみやすく編集し、まとめたものです。

また、英語版(RIAJ Year Book 1996)は、7月下旬発行を予定しています。

なお、本パンフレットの入手をご希望の方は、当協会業務部までご連絡下さい。

「CD-TEXT」

説明会開催

技術委員会（委員長・富塚理事）は、5月31日、当協会において、会員会社全社を対象に「CD-TEXT説明会」を開催しました。

当日は、会員社の関係部門から37名が参加し、ソニー社からの「規格案」の説明とデモンストレーション、意見交換を行いました。

この「CD-TEXT」は、現在のレコード・ビジネスの中核を成す音楽CDを、更に魅力あるものとするため、当協会技術委員会が提唱し、国際レコード技術会議での合意を得てCDライセンサー（フィリップス/ソニー）に規格化を提案していたものです。

以下は、6月5日付の、CDライセンサーから、プレスリリースです。

フィリップス/ソニー、

CD用テキスト機能を発表

消費者にとって利便性や付加価値が向上し

6月5日、フィリップス社とソニー社は、現状の音楽用CDのフォーマット（レッド・ブック）にテキスト機能仕様を付加することで合意し

たと発表した。この新しい仕様は、音楽用CDにアルバム・タイトル、トラック・タイトル（曲名）、アーティスト名、歌詞などを記録できるものである。また、この機能は、音楽用CDのテキスト機能として役立つことが期待されており、ビデオCD、CDエクストラ、CD-ROM、CD-Iなどの他のCDフォーマットにも適用可能である。次世代のCDプレーヤーには、このテキスト機能の読み取り装置が搭載される。

フィリップスとソニーは、レコード業界の要請に応じてこの仕様を提案したものである。

この機能の主な目的は、多数枚のCDディスク・チェンジャー・システムや、その他のCDプレーヤーの中で、特定のCDタイトルや歌の検索を容易に可能としたことにある。

それ以外にもFM文字多重放送番組でカタログ番号、曲のタイトル、アーティスト名などを自動的に送り出せるなど業務用分野での利用を可能としている。

この仕様に盛り込まれたオプション機能としては、タイトル、曲名以外にも制作者の意向によって、過去発表作品、新譜予約、ファンクラブの住所・電話番号・メッセージなどの追加情報を含めることができる。さらに、今回、制作側で文字の他

に、音楽の一番印象的な「ハイライト」部分の登録を行うことも可能になった。この機能を利用し、ユーザー側は、演奏時間の長い音楽からも瞬時に「ハイライト」部分の検索を行うことができるため、レコード店において、短時間で自分の欲しいCDを探し出すことが可能になる。

この新機能に関する仕様（バージョン0.9）は、CDライセンサーなどに配布して行く予定である。

新タイプの「音楽ギフトカード・フリーデザインチケット」の発売

全国のレコード店で、希望のCDやビデオ等のAVソフトと引換えられる音楽ギフトカードは、これまで商品券型の五百円券と千円券の2種類が発売されていましたが、この度レカサイズのコンパクトで自由にデザインできる新タイプの「音楽ギフトカード・フリーデザインチケット」（五百円券と千円券の2種類）が発売されることになりました。

企業PRや各種キャンペーンのノベルティ、プレミアムとして今までの利用が期待されています。

この音楽ギフトカードに関するお問い合わせは、日本レコード普及株式会社までお願いします。

(☎03-3542-4181)

『Q盤魂』完成!!

店頭用のQ盤PR誌『Q盤魂』の創刊号（A4判4色8P中綴）が遂に完成しました。現在、Q盤ロゴ・キャンペーン店頭用作成物と共に、販売店へのお届けもほぼ完了し、夏の需要拡大期にあわせた店頭での積極的なキャンペーンが展開されています。



中国版權局

視察団 来会

5月29日、中国国家版權局版權司司長の王化鵬氏を団長とする中国版權局日本視察団の一行6名が当協会を訪問されました。これは、日本における著作権保護の状況について視察するために文化庁等の行政機関、著作権関係団体等を訪問するスケジュールの中で、当協会を訪問されたものです。

当日は、当協会で、日本のレコード産業の現状と課題、複製権侵害への対応、TRIPS協定関連、国際情勢の中での日本の対応、等につき説明した後、情報交換をしました。尚、中国は現在著作権を積極的に保護するため、著作権法を改正する作業を進めています。



JICIS構想

について

JICIS（著作権権利情報集中機構）（仮称）は、平成5年11月、著作権審議会マルチメディア小委員会によって公表された第一次報告書で提唱されたものです。

この構想は、その後、同報告書の提唱に基づき、文化庁の協力要請を受けて、マルチメディア関係者によって設立されたCCM（マルチメディア問題に関する著作権連絡協議会）及び、CMP（マルチメディア製作者連絡協議会）のなかで検討を進めております。

一方、文化庁も著作権情報提供の具体的システムについて独自に研究を進め、このほど2000年を目標にJICISを設置することを公表しました。

この構想は、著作権だけではなく、著作隣接権の情報もデータベース化することによって情報の提供を行っていく機構を作ろうというものです。が、あくまで権利情報の集中管理を目的とするものであって、権利の集中処理を可能とするものではありません。

以上

松井正道先生と

お別れする会開催

去る6月24日午後2時より、東京都千代田区のキャピトル東急ホテル「白真珠の間」において、当協会と松井・岡・小林法律事務所との呼びかけにより「松井正道先生とお別れする会」を催しました。会では高野会長・岡弁護士の主催者挨拶、松竹奥山社長と友人代表の奥西弁護士のお別れの辞、奥様から遺族挨拶があり、その後参会者全員による献花が行われました。献花が終わるとどこからともなく学生の頃の同級生の方々が遺影の前に集まり、寮歌や校歌を歌われ故人との別れを惜しんでおりました。



■社名変更について

㈱アポロンは、平成8年7月1日付をもって、社名を「株式会社バンダイ・ミュージックエンタテインメント（BANDAI MUSIC ENTERTAINMENT INC.）に変更いたしました。

■社長変更について

㈱ソニー・ミュージックエンタテインメントは、6月27日付で以下のように社長の交替がありましたのでお知らせいたします。

（敬称略）

新任…功刀 良吉（前㈱ソニー・ファミリークラブ社長）

退任…松尾 修吾

なお、松尾氏修吾前社長は、代表取締役会長職となります。

■関係官庁人事異動

当協会関係官庁において、以下の通り人事異動がありましたので、お知らせ致します。（ ）内は前職（通産省）（6月1日付）

生活産業局文化用品課長

成宮 治氏（大臣官房情報管理課長）
なお、前文化用品課長の吉本孝一氏は特許庁総務部秘書課長へ異動されました。

日本レコード協会ヒットチャートデータによるランキング

平成8年5月度(96年4月21日~96年5月20日)のヒットチャートデータがまとまりました。これによる各ランクの5位までは次のとおりです。

| 順位 | タイトル | アーティスト | 発売元 |
|------------------------|----------------------------------|---------------------------------|-------|
| ■邦楽・洋楽合同シングル 5位 | | | |
| 1. | Real Thing Shakes | B'z | (BM) |
| 2. | ALICE | MY LITTLE LOVER | (TF) |
| 3. | いいわけ/ こんなにあなたを愛しているのに | シャ乱Q | (BV) |
| 4. | LA・LA・LA LOVE SONG | 久保田利伸 with ナオミ・キャンベル | (SME) |
| 5. | FRIENDSHIP | H JUNGLE with t | (AVT) |
| ■洋楽シングル 5位 | | | |
| 1. | 若葉のころ | ビー・ジーズ | (PO) |
| 2. | プリプリ・スキヤット | スキヤットマン・ジョン | (BV) |
| 3. | ホテル・カリフォルニア | イーグルス | (WJ) |
| 4. | ユア・ソング | エルトン・ジョン | (MME) |
| 5. | I'll DO IT ~愛のバトワ | NAHKI & ダイアナ・キング | (SME) |
| ■邦楽・洋楽合同アルバム 5位 | | | |
| 1. | STYLE | LUNA SEA | (MV) |
| 2. | CODE NAME. 2 SISTER MOON | CHAGE & ASKA | (PC) |
| 3. | globe | globe | (AVT) |
| 4. | 夢で逢えたら | RATS & STAR | (SME) |
| 5. | LOVE UNLIMITED∞ | DREAMS COME TRUE | (SME) |
| ■クラシックアルバム 5位 | | | |
| 1. | ロマンティック・カラヤン | カラヤン〜ベルリン・フィル | (PO) |
| 2. | 世界3大テノール '94夢の競演 | 世界3大テノール(カレラス・ ドミンゴ・パヴァロッティ) | (WJ) |
| 3. | バツヘルベルのカノン 〜パロク名曲集 | ミュンヘンガー 〜シュトウイガルト室内管 他 | (PO) |
| 4. | ショパン名曲集 | アシケナーナジ 他 | (PO) |
| 5. | ベートーヴェン/ピアノ・ソナタ 第8,14,21,23 他 | バックハウス(P) | (PO) |
| ■洋楽アルバム 5位 | | | |
| 1. | DANCEMANIA I | E-ROTIK 他 | (TO) |
| 2. | HITS 3 | MR. BIG 他 | (WJ) |
| 3. | メイヤ | メイヤ | (SME) |
| 4. | 青春の輝き 〜ベスト・オブ・カーペンターズ | カーペンターズ | (PO) |
| 5. | オールダー | ジョージ・マイケル | (TO) |

※日本コロムビア(C)/ビクターエンタテインメント(V)/キングレコード(K)/テイチク(TE)/ポリドール(PO)/東芝EMI(TO)/日本クラウン(CR)/徳間ジャパンコミュニケーションズ(TJC)/ソニー・ミュージックエンタテインメント(SME)/マーキュリー・ミュージックエンタテインメント(MME)/ポニーキャニオン(PC)/ワーナーミュージック・ジャパン(WJ)/アポロン(AP)/フォーライフレコード(FL)/バップ(VAP)/トーラスレコード(TA)/ポリスター(PS)/アルファミュージック(AL)/キティエンタープライズ(KT)/ファンハウス(FUN)/イーストウエスト・ジャパン(EW)/BMGビクター(BV)/NECアベニュー(NA)/メルダック(ME)/TDKコア(TDK)/メディアレモラス(MR)/トイズ・ファクトリー(TF)/バンダイ(BG)/バイオニアLDC(PI)/MCAビクター(MV)/ロクソイルレコード(RO)/エイベックス・ディー・ディー(AVT)/ツァインレコーズ(ZA)/ルームスレコーズ(BM)/ビーグラムレコーズ(BG)/ワン・アップ・ミュージック(EP)

5月度「ゴールド・アルバム」他認定作品

5月度のゴールド・アルバム他が次のとおり認定されました。

■アルバム(22作品)

【邦楽】

- 3ミリオン
LOOSE/B'z (BM)
- ミリオン
TUBEst II/TUBE (SME)
DREAMS COME TRUE
/DREAMS COME TRUE (SME)
- ダブル・プラチナ
MIRACLE DIVING
/JUDY AND MARY (SME)
- プラチナ
STYLE/LUNA SEA (MV)
CODE NAME. 2 SISTER MOON
/CHAGE & ASKA (PC)
- ゴールド
夢で逢えたら/RATS & STAR (SME)
We're In The Mood/ICE (TO)
BPM-143/TWO-MIX (K)
SMILE/THE YELLOW MONKEY (C)
heavenly/ラルク・アン・シェル (SME)

【洋楽】

- ミリオン
青春の輝き〜ベスト・オブ・カーペンターズ
/カーペンターズ (PO)
- クワドラプル・プラチナ
エモーションズ/マリア・キャリー (SME)
- ダブル・プラチナ
ドゥビ・ドゥビ/ミー・アンド・マイ (TO)
- プラチナ
DANCEMANIA I/E-ROTIK 他 (TO)
- ゴールド
HITS 3/MR. BIG 他 (WJ)
メイヤ/メイヤ (SME)
オールダー/ジョージ・マイケル (TO)
グレイテスト・ヒッツ/ティク・ザット (BV)
ユーリズミックス・グレイテスト・ヒッツ
/ユーリズミックス (BV)
レゲエ1番/オムニバス (EW)
若葉のころ〜ベスト・オブ・ビー・ジーズ
/ビー・ジーズ (PO)

■シングル(28作品)

【邦楽】

- クワドラプル・プラチナ
花-Memento-Mori-/Mr. Children (TF)
- トリプル・プラチナ
チェリー/スピッツ (PO)
Real Thing Shakes/B'z (BM)
Don't wanna cry/安室奈美恵 (AVT)
- ミリオン
ALICE/MY LITTLE LOVER (TF)
そばかす/JUDY AND MARY (SME)
いいわけ/シャ乱Q (BV)
- ダブル・プラチナ
LA・LA・LA LOVE SONG
/久保田利伸 with ナオミ・キャンベル (SME)
あなたに逢いたくて〜Missing You〜
/松田聖子 (MME)
FRIENDSHIP/H JUNGLE with t (AVT)
- プラチナ
愛の言葉〜Spiritual Message
/サザンオールスターズ (V)
はだかの王様〜シブクつよ〜/SMAP (V)
白蓮の精/小沢亜貴子 (C)
バンザイ〜好きでよかった〜/ウルフルズ (TO)
心を聞いて/ZARD (BG)
ひとりじゃない/DEEN (BG)
- ゴールド
Only You 君と夏の日を/TUBE (SME)
エスカレーション/ともさかりえ (TO)
ほくらが旅に出る理由/小沢健二 (TO)
君を忘れない/松山千春 (C)
ふたり道/細川たかし (C)
ドキッ/FIELD OF VIEW (ZA)
君のいちばんに.../LINDBERG (TE)
若葉のころ/ビー・ジーズ (PO)

【洋楽】

- プラチナ
ドゥビ・ドゥビ/ミー・アンド・マイ (TO)
プリプリ・スキヤット/スキヤットマン・ジョン (BV)
ホテル・カリフォルニア/イーグルス (WJ)
- ゴールド
アイ・ワズ・ホーン・トゥ・ラヴ・ユー
/クイーン (TO)

世界の話題

海賊版の中継基地

ルクセンブルグでの実演やレコードに対する適切且つ他の国に匹敵する保護の欠如が、音楽業界に大きな影響を与えています。同国は、ブートレグや他の違法録音物の欧州中継基地となっており、今年1月から大量の違法製品が押収されています。1つの手入りで、2万7,000枚のCD(40万ドル)が押収されたこともあります。これらのCDは、台湾で製造され、ルクセンブルグに輸入された後、そのほとんどが欧州地域に流出しています。同国における訴訟活動は現在宙に浮いています。

同国は、知的所有権の分野でのEU指令を全く施行していない数少ないEU加盟国の一つです。そして、同国は1994年12月にWTO会員加盟を決定する法を通過させたにも拘らず、TRIPS合意の規定をいまだに国内法に取り入れていないのは明白です。結果として、実演家とレコード製作者の保護が欠如しており、他の大多数のEU加盟国の国内法で規定されている保護と調和していません。特に、現行法下で与えられた保護には、指令で規定されている一連の権利規定がなく、保護期間の要件の実施も不十分です。IFPIのエドワード氏は、ブートレグ業者と効果的に

戦うためには、より大きな市場に門戸を開いている「連携不十分」の国に接近することを防がなくてはならない。ルクセンブルグは、ブートレグ業者の欧州内の最後の楽園である。しかし、この状況も変わりつつあり、欧州全体の音楽産業は恩恵を受けられるようになるだろう。」と言っています。

新しいWTO規則は、世界のブートレグに対する音楽産業の戦いを支援しています。1996年1月1日、WTOのTRIPS合意が施行されましたが、それは、世界のあらゆる主要市場において、ブートレグには同一の規則が適用されるように至ったことを意味しています。

IFPI、インド市場報告を発行

IFPI(国際レコード産業連盟)は、インドのレコード産業についての報告書をまとめました。同報告書は、インドの政治、経済、消費者動向、音楽市場とその環境について検証しています。

経済政策の大きな転換が予測される中で、向後十年以内に、インドが世界の大きな力を持った国の一つになることを阻止することは出来ないでしょう。約10億の人口(世界第2位)を擁するインドの消費市場の大きさは、世界の産業がそれを無視できないことを意味

しています。音楽はインド文化の重要な部分であることから、その場は大きなレコード産業にとって潜在性を持っています。

現在、横行する海賊版が伝統的な形での産業投資と新しい才能の登場を奪い、音楽産業は発展途上にあります。しかし、ここ数年、インドの音楽産業にとって、繁栄と合法的な力強い市場を創造するため多くの改革が実施されました。

業界団体のインド音楽産業(IMI)は、業務の実践に共通の政策を持ち、海賊対策を全面的に支援する合法的な企業で構成される組織を作っています。

市場参入に関しては、外国の経営と輸出入の制限が緩和されることにより、大きく改善されました。国民の富の向上に伴い、オーディオ・ビジュアル部門は、市場が活性化する基盤に置かれています。

インドの合法市場は、3億巻のカセットと400万枚のCDで、2億7,500万ドルと推計されています。海賊版の率は、市場全体の30%(1980年代の90%以上から減少)で、金額では8千万ドル以上と推測されています。ヒンデ・フィルム・サウンドトラック社は、同国音楽市場の80%がインド音楽で占められ、外国レパトリーは3%を占め、その他は、国内レパトリーが占めています。

(IFPI NETWORK No. 2)

会議メモ(主なもの)

(6月1日~6月30日)

- 6・3 音楽ギフトカード委員会
- 6・6 営業部会
- 6・6 邦楽制作部会
- 6・10 レコード制作基準倫理委員会

- 6・10 GD幹事会・演出部会
- 6・12 JASRAC委員会
- 6・14~15著作権部会
- 6・14 調査統計部会
- 6・14 ISRCDBWG
- 6・17 ビデオキャンペーンP
- 6・18 宣伝部会
- 6・19 業務委員会

- 6・19 情報システム部会
- 6・20 洋楽宣伝専門部会
- 6・21 法制委員会
- 6・21 ビデオ部会
- 6・27 JASRAC委員会
- 6・28 理事会

1996年 5月レコード生産実績

数量：千枚・巻

単位

金額：百万円

表1. オーディオディスク

| | 5月 実績 | | | | | | 1996年(1月~5月) 累計 | | | | | | |
|--------|-------|--------|-------|-----|--------|-------|-----------------|---------|-------|-----|---------|-------|-----|
| | 数量 | 構成比 | 前年同月比 | 金額 | 構成比 | 前年同月比 | 数量 | 構成比 | 前年同期比 | 金額 | 構成比 | 前年同期比 | |
| C | 邦洋計 | 15,441 | 42 | 88 | 9,840 | 22 | 88 | 75,435 | 41 | 115 | 47,610 | 22 | 116 |
| | 邦洋計 | 123 | 0 | 79 | 105 | 0 | 117 | 1,745 | 1 | 138 | 996 | 0 | 175 |
| | 計 | 15,565 | 42 | 88 | 9,945 | 22 | 88 | 77,180 | 42 | 116 | 48,607 | 23 | 117 |
| D | 邦洋計 | 11,712 | 32 | 93 | 21,542 | 47 | 105 | 63,106 | 35 | 104 | 102,970 | 48 | 99 |
| | 邦洋計 | 9,763 | 26 | 132 | 14,219 | 31 | 131 | 42,372 | 23 | 115 | 61,222 | 29 | 111 |
| | 計 | 21,476 | 58 | 107 | 35,760 | 78 | 114 | 105,478 | 58 | 108 | 164,192 | 77 | 103 |
| Aプログラム | 邦洋計 | 27,153 | 73 | 90 | 31,382 | 69 | 99 | 138,541 | 76 | 110 | 150,580 | 71 | 104 |
| | 邦洋計 | 9,887 | 27 | 131 | 14,324 | 31 | 131 | 44,117 | 24 | 116 | 62,219 | 29 | 112 |
| | 計 | 37,040 | 100 | 98 | 45,705 | 100 | 107 | 182,657 | 100 | 111 | 212,799 | 100 | 106 |
| 邦洋計 | 邦洋計 | 38 | 0 | 296 | 38 | 0 | 278 | 124 | 0 | 145 | 165 | 0 | 119 |
| | 邦洋計 | 16 | 0 | 63 | 23 | 0 | 42 | 65 | 0 | 59 | 100 | 0 | 45 |
| | 計 | 54 | 0 | 140 | 61 | 0 | 90 | 189 | 0 | 96 | 265 | 0 | 73 |
| 合計 | 邦洋計 | 27,191 | 73 | 90 | 31,420 | 69 | 99 | 138,665 | 76 | 110 | 150,745 | 71 | 104 |
| | 邦洋計 | 9,903 | 27 | 131 | 14,347 | 31 | 130 | 44,181 | 24 | 116 | 62,318 | 29 | 111 |
| | 計 | 37,095 | 100 | 98 | 45,767 | 100 | 107 | 182,846 | 100 | 111 | 213,064 | 100 | 106 |

表2. オーディオテープ

| | 5月 実績 | | | | | | 1996年(1月~5月) 累計 | | | | | | |
|--------|-------|-------|-------|-----|-------|-------|-----------------|-------|-------|-----|-------|-------|-----|
| | 数量 | 構成比 | 前年同月比 | 金額 | 構成比 | 前年同月比 | 数量 | 構成比 | 前年同期比 | 金額 | 構成比 | 前年同期比 | |
| カセット | 邦洋計 | 1,856 | 99 | 111 | 1,678 | 98 | 120 | 9,446 | 99 | 100 | 7,896 | 98 | 102 |
| | 邦洋計 | 18 | 1 | 109 | 27 | 2 | 144 | 106 | 1 | 78 | 141 | 2 | 99 |
| | 計 | 1,874 | 100 | 111 | 1,705 | 100 | 120 | 9,552 | 100 | 100 | 8,037 | 100 | 102 |
| カートリッジ | 邦洋計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 邦洋計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 邦洋計 | 1,856 | 99 | 111 | 1,678 | 98 | 120 | 9,446 | 99 | 100 | 7,896 | 98 | 102 |
| | 邦洋計 | 18 | 1 | 109 | 27 | 2 | 144 | 106 | 1 | 78 | 141 | 2 | 99 |
| | 計 | 1,874 | 100 | 111 | 1,705 | 100 | 120 | 9,552 | 100 | 100 | 8,037 | 100 | 102 |

表3. 複合型CD (CDグラフィックス、CD-I、CD-ROMなど)

| | 5月 実績 | | | | | | 1996年(1月~5月) 累計 | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-------|-----|-------|-----------------|-----|-------|--------|-----|-------|
| | 数量 | 構成比 | 前年同月比 | 金額 | 構成比 | 前年同月比 | 数量 | 構成比 | 前年同期比 | 金額 | 構成比 | 前年同期比 |
| 邦洋計 | 4,195 | 100 | 162 | 1,479 | 96 | 125 | 31,271 | 100 | 223 | 9,797 | 98 | 127 |
| 邦洋計 | 19 | 0 | 42 | 60 | 4 | 524 | 70 | 0 | 73 | 223 | 2 | 180 |
| 合計 | 4,214 | 100 | 160 | 1,539 | 100 | 129 | 31,341 | 100 | 222 | 10,020 | 100 | 128 |

表4. ビデオレコード

| | 5月 実績 | | | | | | 1996年(1月~5月) 累計 | | | | | |
|------|-------|-----|-------|-------|-----|-------|-----------------|-----|-------|--------|-----|-------|
| | 数量 | 構成比 | 前年同月比 | 金額 | 構成比 | 前年同月比 | 数量 | 構成比 | 前年同期比 | 金額 | 構成比 | 前年同期比 |
| ディスク | 934 | 36 | 85 | 2,431 | 30 | 89 | 5,251 | 37 | 92 | 14,731 | 33 | 86 |
| テープ | 1,661 | 64 | 102 | 5,740 | 70 | 111 | 8,850 | 63 | 102 | 30,218 | 67 | 93 |
| 合計 | 2,595 | 100 | 95 | 8,171 | 100 | 103 | 14,101 | 100 | 98 | 44,949 | 100 | 91 |

表5. オーディオ/ビデオ/AV複合型レコード合計

| | 5月 実績 | | | | | | 1996年(1月~5月) 累計 | | | | | |
|-------|--------|-----|-------|--------|-----|-------|-----------------|-----|-------|---------|-----|-------|
| | 数量 | 構成比 | 前年同月比 | 金額 | 構成比 | 前年同月比 | 数量 | 構成比 | 前年同期比 | 金額 | 構成比 | 前年同期比 |
| オーディオ | 38,969 | 85 | 99 | 47,472 | 83 | 107 | 192,398 | 81 | 111 | 221,101 | 80 | 106 |
| 複合型CD | 4,214 | 9 | 160 | 1,539 | 3 | 129 | 31,341 | 13 | 222 | 10,020 | 4 | 128 |
| ビデオ | 2,595 | 6 | 95 | 8,171 | 14 | 103 | 14,101 | 6 | 98 | 44,949 | 16 | 91 |
| 合計 | 45,777 | 100 | 102 | 57,181 | 100 | 107 | 237,840 | 100 | 117 | 276,070 | 100 | 104 |

備考 1. 本年実績は、会員会社「30社」の集計である。
2. 単位未満四捨五入により、内訳と合計が一致しない場合がある。

各国のレコード売上 (1995年)

本号は、I F P I の調査による68カ国のレコード
売上のデータを使って、各国のレコード売上と国
民1人当りのレコード購入額をまとめました。

| 国名 | シングル (百万枚) | L P (百万枚) | テープ (百万巻) | C D (百万枚) | 売上総額 (百万米ドル) | 1人当り購入額 (米ドル) | <参考>人口 (百万人) |
|----------|---------------|--------------|--------------|--------------|-----------------|------------------|-----------------|
| アメリカ合衆国 | 98.1 | 2.2 | 272.6 | 727.6 | 12,102.0 | 46.43 | 260.65 |
| 日本 | 145.0 | 8.5 | 9.0 | 254.1 | 7,552.1 | 60.44 | 124.96 |
| ドイツ | 44.1 | 0.4 | 31.4 | 176.9 | 3,269.6 | 40.16 | 81.41 |
| イギリス | 70.7 | 3.6 | 53.4 | 139.2 | 2,571.6 | 44.27 | 58.09 |
| フランス | 24.1 | 0.1 | 24.2 | 101.1 | 2,391.8 | 41.42 | 57.75 |
| カナダ | 0.5 | — | 19.3 | 57.2 | 1,113.1 | 38.05 | 29.25 |
| ブラジル | — | 7.7 | 7.5 | 59.8 | 1,053.1 | 6.85 | 153.73 |
| オランダ | 7.9 | 0.2 | 1.2 | 35.0 | 716.5 | 46.59 | 15.38 |
| オーストラリア | 8.5 | 0.02 | 6.6 | 34.3 | 680.5 | 38.14 | 17.84 |
| イタリア | 1.4 | 0.1 | 15.1 | 27.8 | 582.7 | 10.19 | 57.19 |
| スペイン | 0.9 | 0.3 | 17.9 | 33.6 | 557.3 | 14.22 | 39.19 |
| 韓国 | 0.1 | △ 1.5 | 34.5 | 21.7 | 505.3 | 11.37 | 44.45 |
| ベルギー | 4.0 | — | 0.9 | 20.2 | 474.6 | 47.08 | 10.08 |
| スイス | 2.5 | 0.1 | 2.8 | 22.8 | 449.2 | 64.27 | 6.99 |
| オーストリア | 3.0 | 0.03 | 2.2 | 16.8 | 409.4 | 50.98 | 8.03 |
| スウェーデン | 2.8 | 0.01 | 2.1 | 21.6 | 387.2 | 44.05 | 8.79 |
| 台湾 | 0.1 | — | 23.9 | 17.6 | 336.4 | 15.93 | 21.12 |
| デンマーク | 0.5 | 0.02 | 1.0 | 14.1 | 306.3 | 58.79 | 5.21 |
| メキシコ | 0.6 | 0.03 | 30.3 | 30.0 | 299.0 | 3.21 | 93.01 |
| ノルウェー | 1.8 | — | 1.6 | 12.6 | 290.8 | 67.16 | 4.33 |
| アルゼンチン | — | — | 5.0 | 10.9 | 290.3 | 8.49 | 34.18 |
| インド | — | — | 299.0 | 4.0 | 275.4 | 0.30 | 918.57 |
| インドネシア | 0.1 | — | 81.7 | 1.2 | 248.0 | 1.29 | 192.22 |
| 南アフリカ | 0.5 | 0.01 | 8.7 | 9.0 | 225.8 | 5.58 | 40.44 |
| ロシア | — | 1.0 | 76.3 | 5.9 | 224.3 | 1.51 | 148.30 |
| コロンビア | 0.6 | 2.5 | 5.0 | 12.8 | 195.2 | 5.65 | 34.52 |
| 香港 | 0.2 | — | 1.1 | 12.7 | 183.2 | 30.43 | 6.02 |
| 中国 | — | 1.0 | 117.5 | 4.8 | 178.4 | 0.14 | 1,208.84 |
| フィンランド | 0.3 | 0.3 | 3.3 | 6.6 | 142.8 | 28.00 | 5.10 |
| ポルトガル | 0.1 | — | 5.1 | 6.6 | 140.2 | 14.26 | 9.83 |
| タイ | — | — | 22.1 | 3.8 | 136.5 | 2.30 | 59.40 |
| ギリシャ | — | 1.4 | 1.1 | 5.9 | 131.0 | 12.56 | 10.43 |
| ニュージーランド | 1.2 | 0.01 | 2.4 | 5.3 | 110.4 | 31.63 | 3.49 |
| サウジアラビア | — | — | 21.2 | 2.2 | 91.0 | 5.21 | 17.45 |
| トルコ | — | — | 34.3 | 3.4 | 90.3 | 1.48 | 61.18 |
| ポーランド | — | — | 19.0 | 3.4 | 88.7 | 2.30 | 38.54 |
| イスラエル | — | — | 1.3 | 4.0 | 82.9 | 15.41 | 5.38 |
| チリ | — | — | 5.7 | 2.8 | 81.7 | 5.84 | 13.99 |
| マレーシア | 0.01 | — | 12.1 | 2.3 | 80.2 | 4.11 | 19.49 |
| アイルランド | 1.0 | 0.01 | 1.7 | 2.4 | 77.1 | 21.60 | 3.57 |
| シンガポール | 0.1 | — | 2.6 | 5.0 | 76.0 | 25.94 | 2.93 |
| チェコ | 0.1 | 0.1 | 4.3 | 3.7 | 75.1 | 7.27 | 10.33 |
| ハンガリー | 0.05 | — | 4.7 | 2.2 | 64.5 | 6.29 | 10.26 |
| フィリピン | 0.7 | 0.2 | 9.0 | 0.7 | 44.5 | 0.66 | 67.04 |
| ベネズエラ | — | 0.2 | 1.2 | 2.3 | 44.4 | 2.10 | 21.18 |
| アラブ首長国連邦 | — | — | 5.4 | 2.1 | 42.2 | 22.69 | 1.86 |
| エジプト | — | — | 18.0 | 0.1 | 39.6 | 0.68 | 57.85 |
| ガーナ | — | — | 8.0 | 0.2 | 23.9 | 1.41 | 16.94 |
| ウルグアイ | — | — | 0.4 | 0.7 | 21.2 | 6.69 | 3.17 |
| ペルー | — | — | 0.7 | 0.7 | 15.5 | 0.67 | 23.09 |
| その他 | 0.3 | 2.24 | 28.74 | 3.83 | 120.6 | 0.33 | 369.73 |
| 合計 | 421.86 | 30.78 | 1,364.14 | 1,955.53 | 39,689.4 | 8.79 | 4,512.77 |

(注) 1. 米ドル換算レートは1995年の平均レートに拠っています。

2. カセットシングル・コンパクトディスクシングルは、シングルに含まれています。